

中小企業振興基本条例調査特別委員会

(令和7年1月23日)

○ 加納康樹委員長

それでは、時間となりましたので、ただいまより、中小企業振興基本条例調査特別委員会を開催させていただきます。

今日の進め方といたしましては、前回、一応条文に関しまして、一通り皆さんのほうからご意見は何いました。それに基づいて加筆修正されたもの、そして宿題いただいた項目について、こういうことでしたというご回答も申し上げながら、改めて逐条解説付きの素案について、最初から最後まで、今日もう一度確認をさせていただくというこの進め方とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

そして、今日も前回から加筆修正したものの見え消し等の逐条解説をアップロードしておりますが、お手元に見やすいように紙でもお渡しをしておりますので、そちらを見つつ、前回と同様ですが、アップロードの資料の中にはそれぞれ参考とさせていただいた市と県の条文もございますので、必要があれば適宜そちらのほうもご参照にいただきながらご意見をいただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

では、前文のほうから順次説明をさせていただきながら、改めてのご意見を承ってまいります。

では、事務局のほうから順次お願いします。どうぞ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

(仮称)四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例素案、逐条解説つきをご覧いただくと、前回の委員会の中で確認をいただいた部分については修正事項を反映させていただいておりまして、新たにいただいた意見については赤色の見え消しで表記をしております。

前回の委員会で、事業承継への支援と防災・減災対策等への支援の項目については基本方針に組み込むことが確認されておりますので、独立した条項としては削除しております。一方で、条例の見直しについては、新たに条項として加えております。規定すべき条項が固まってきましたので、今回の資料から、第何条という形で数字を入れており、全部で18条の構成にしております。それらの順番についても併せてご確認いただくようお願いいたします。

それでは、整理番号1の前文です。

まず、2段落目の最後の表記ですが、前回の委員会の中で、委員から、前文の後段でも、中小企業・小規模企業の振興施策に関して繰り返し記載があることから、ここではもう少しシンプルな表記でよいのではないかと意見を受けて、中小企業・小規模企業の振興を図る必要があるという部分を削除しております。

次に、前文と整理番号2の目的の両方に係る検討事項についてですが、前回の委員会の中で、1ページの下段の前文の中での目的に関する4行の表記は全て削除することが確認をされておりますが、整理番号2の目的についての協議の中で、委員から、目的の中に、本市の経済全体を活性化するためには、大企業だけでなく、中小企業・小規模企業の役割が重要であるという趣旨を解説に加えてはどうかというご提案をいただいたことから、委員会終了後に、目的に大企業と中小企業・小規模企業の関係性について規定をしている他市の事例はあるのか改めて確認をしましたが、見当たりませんでした。委員の発言の趣旨として、逐条解説のどこかに本市における大企業と中小企業・小規模企業との関係性について記載して、共通の認識として共有したいというように理解をさせていただいて、前文の中で、大企業と中小企業・小規模企業との関係性について幾つかの記載があることから、目的としてではなく、前文の解説に入れて整理いただければどうかというご提案になります。

2ページの解説では、2段落目に新たな文章を加えております。該当部分について読み上げをさせていただきます。

本市は、臨海部に石油化学コンビナートが、内陸部に半導体産業が立地し、国内有数の産業都市として発展を遂げています。また、四日市萬古焼、地酒、大矢知そうめん等といった伝統的な地場産業をはじめ、優れた技術力を有する中小企業・小規模企業が多数存在しており地域経済に果たす役割は大きく、大企業にとっても欠かすことのできない存在となっています。本市がこれからも経済成長を続けていくためには、市と中小企業・小規模企業をはじめとする関係団体が一体となって、より一層の中小企業・小規模企業振興に向かって取り組んでいくことが重要であるということを示していますと説明しております。

以上でございます。

○ 加納康樹委員長

整理番号1の前文の本体は問題ないかと思うんですが、解説のところでは若干の変更をさ

せていただいておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

前回の提示と比べると、実は言葉の出る順番として、まず、大きい企業さんのほう、臨海部のコンビナートのほうを前に持ってきて、地場産業のほうを後ろに持っていくという、その操作はちょっと正副委員長のほうでさせてはいただいておりますが、趣旨としては何ら変わるものではございません。

樋口委員、お願いします。

○ 樋口博己委員

正副委員長でいろいろ知恵を出していただいて、ありがとうございます。解説のところの一番最後のところが、ここが一番大事なんだろうなと思って、私の思っていた趣旨を表現いただいたなと思っております。ありがとうございます。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

他の委員の方でこの整理番号1、前文に関しまして、いかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

特に現時点でご発言がなければ、整理番号2のほうへ進みます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、次、お願いをいたします。

事務局、どうぞ。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

すみません、整理番号2に関しても、今、前文のところの目的、1ページの下のほうの趣旨を整理番号2のところというふうなところも含めてさせていただいておりますので、整理番号1と2を合わせてという形でのご確認ということになります。よろしいですね。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

整理番号1と2。よろしいですね。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、整理番号3のほうを確認させていただきます。

事務局、お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号3、定義です。

前回の委員会の中で、委員から、定義の第1号は中小企業、第2号は小規模企業の表記になっているが、解説の表の中とその説明は中小企業者、小規模企業者との表記になっており、その違いというか、どのように使い分けをしているのかという趣旨の質問をいただきました。こちらについては、中小企業、小規模企業は、中小企業、小規模企業を包括的、総称的に指す場合に使用しており、中小企業者、小規模企業者は、個別具体の会社や個人を指す場合に使用しております。

また、これに関連して、小規模企業者と小規模事業者の違いについてご質問をいただきました。こちらについては、中小企業庁のホームページに説明がございまして、前回の委員会の中で理事者から説明いただいた内容と同様の説明となりますが、小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下の事業者等を指します。一方、小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する商工会、商工会議所の支援対象となる小規模の商

工業者や所得税法施行令第195条に規定する青色申告を行う不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額が300万円以下の事業者等を指しますとの説明がされております。

また、他市の条例の定義について改めて確認をいたしました。いずれも小規模企業者となっており、小規模事業者との定義をしているところは見当たらなかったことから、小規模企業や小規模企業者と表記をすることが適当であると考えております。

次に、第7号の学校、第8号の大学等についてです。

また、これに関連して、7ページの整理番号12、学校及び大学等の協力についても併せてご確認ください。

前回の委員会の中で、副委員長から、専門学校——学校教育法上では専修学校となっておりますが——も定義に含めることはできないのかとの意見を受けて、学校教育法第1条に規定する学校には、同法の第124条に規定する専修学校は含まれないことから、現状の条文の表記について変更する必要があるということの説明させていただきました。その上で、第8号の大学等の規定を記載のとおり修正をしております。3ページになります。このように定義をすることにより、大学等に専修学校も含む解釈としており、解説にも専修学校、分かりやすいように括弧で専門学校として説明に加えております。

また、7ページの整理番号12、学校及び大学等の協力について、条文としての変更はありませんが、定義の大学等に専修学校も含めたことにより、第11条第2項で規定している中小企業等が行う研究及び人材育成に関して、専修学校に対しても協力を求めるということになります。

説明は以上です。

○ 加納康樹委員長

ということです。

前回、多少時間を取って議論といたしましょうか、分からなくなったところでいきますと、中小企業なのか、中小企業者なのかというところに関しては、中小企業という言い方は、中小企業というものの全体を指す。中小企業者というと、その中のある企業さんという、そういうことで、大きく指すのか、個別で指すのかという、そういう差であったよということの説明であります。

というところ辺りの解釈の仕方含め、専修学校について、このような形で入れさせていただくということで、改めての整理、そして提示をさせていただいております。ご意見あ

れば伺いたいと思います。

(なし)

○ 加納康樹委員長

このまとめでよろしいですか。

○ 樋口博己委員

学校には市内の幼稚園が入るんですけども、それのところの整理というか、どうなるんですかね。幼稚園のみでいいのか、こども園がどうなのかというところは。

○ 加納康樹委員長

現状としては、学校の中に幼稚園が入る。でも、こども園まで入れますか。逆に言うと、もしそこにこだわるのであれば、幼稚園を外しに行くことはできると思うんですよ。他市の事例でそういうのはあるのはありますよ。

○ 樋口博己委員

僕もどっちかというところのほうかな。協力するというよりは、中小企業・小規模企業が支援する、協力を受ける側かなと思いますので、幼稚園、保育園、こども園というところ。だから、ここで幼稚園が入っていると、今委員長が言われたように、逆に幼稚園を抜いたほうがいいのかという気はしました。

○ 加納康樹委員長

分かりました。

事務局、幼稚園を外しているところの事例、あったよね。

○ 小山議会事務局議事課主幹

幼稚園かどうかは定かじゃないですけど、何々を除くという形で外しているというところはあったかと記憶しております。

○ 加納康樹委員長

山口さん、どこかあったよね。どこかで見たぞ。すみません、ちょっと待ってください。

今、事務局からもありましたが、定義で、今、お手元のところでいきますと、(7) 学校、学校教育法第1条に規定する学校であって、というところの学校で(幼稚園を除く)というふうな処理をされている例はあります。今、正確な表記ができませんけど、そのような形の事例があるのは事実ですので、樋口委員のご提案を他の委員の方、ご賛同いただけるのであれば、改めてになります。そういう整理をすることも対応としては、全然可能でございます。

他の委員の方、いかがですか。それはもちろん一つの意見としては、こども園も保育園も入れなきゃという意見もなくはないとは思いますが。

平野委員、いかがですか。

○ 平野貴之委員

別にどちらでもいいです。

○ 加納康樹委員長

今村委員、いかがですか。

○ 今村厚美委員

私は外してもいいかなとは思いますが、どちらでも。

○ 加納康樹委員長

田中委員、いかがですか。幼稚園の取扱いについて。

○ 田中 徹委員

私立の幼稚園も中小企業といえど中小企業なんですけれども、頼むほうとしてはどうなんでしょうか。学校法人であって。

○ 加納康樹委員長

学校法人であつたりという見方もありますが、この場合は、その中で、幼稚園児、保

育園児にこの中小企業という概念云々というところの教育もお願いすべきなのかというところ、まあそれは樋口委員のおっしゃるとおりかとも。

○ 田中 徹委員

そうですね。分かりました。納得しました。

○ 樋口博己委員

私立幼稚園がほかの公立幼稚園に協力するというのは、そういうことがあるのかもわかりませんが、それはそれでちょっと違うのかなと思いますのでね。学校経営という面ではどこかに協力することはあるんでしょうけど、協力されることはあまりないんだろうなと思いますので、そういう整理の事例があるのであれば、幼稚園を除くというほうがスマートかなと思います。

○ 加納康樹委員長

では、大体の感じでいくと、幼稚園は外しても構わないというのが公約数かなという感じで思ったんですが、また改めて再度の確認になりますが、学校の規定のところからは幼稚園を除くとさせていただく修正をかけるというのでよろしいですか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、ここのところはそのようにさせていただきます。

樋口委員、ご提案ありがとうございました。

他にはいかがですか。専修学校の入れ方に関してなど。

(なし)

○ 加納康樹委員長

よろしいですね。では、次に進ませていただきます。

事務局、お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号5、市の責務です。

こちらは前回の委員会で、理事者より逐条解説で、市やそれぞれの主体に求めていく役割等の具体的な内容をイメージできるように記載してはどうかとの意見をいただいたことから、それを踏まえて追記したものになります。前回の委員会の中では、委員より、逐条解説に入れていくべき内容については特にご意見をいただいておりますが、条文から読み取れる内容に例示などを加えております。

解説では、5ページになります。市は、中小企業等へのヒアリングなどにより、中小企業等を取り巻く経済的・社会的環境の変化を的確に捉え、中小企業等振興施策を総合的に推進するものとしており、その推進に当たっては、各関係機関と連携して取り組むとともに、中小企業等をはじめ関係団体の意見を反映するよう努めるものとしています。また、中小企業等の振興が地域経済の発展や市民生活の向上にとって重要であることを市の広報誌等で市民等に広く認識してもらうための取組などを通して市民等の理解を深めるよう努めるものとしていますと説明しております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

整理番号4は特にありませんでしたので、整理番号5ということになります。

逐条解説で、このようにある程度、具体的に行政に求めることの記載をさせていただきました。

委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。

ちょっと委員の皆様が読み込んで考えている間に、ご提案をいただきました部長、いかがですか。どうぞ。

○ 石田商工農水部長

部長の石田です。

内容について具体的に触れていただきましたし、これは我々も取り組んでいくべきことだと思っておりますので、こういうふうなことでいいと思っております。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

では、戻りまして、委員の皆様、いかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

いいですか。では、整理番号5としてはこのように確認をさせていただきます。

では、次、進みます。

事務局、お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

続いて、少し飛びますが、整理番号14、基本方針です。

こちらの第10号、災害等による社会経済状況の急激な変化に対応することの解説ですが、9ページになります。前回の委員会で、理事者より事業継続計画を策定する主体は中小企業等であり、市はその策定を支援するという表現が適切ではないかのご指摘をいただいたことから、記載のとおり修正をしております。

説明は以上です。

○ 加納康樹委員長

表記の変更といいましようか、趣旨としても、意味としても若干は変えているということにはなっております。

まず、委員の皆様、この表記でよろしいでしょうか。今、整理番号は14、ページでいくと9ページの中段ぐらいです。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

よろしいですね。

ご指摘をいただいた理事者のほうも、この表記であればよろしいでしょうか。

いいですね。ありがとうございます。

どうぞ、樋口委員。

○ 樋口博己委員

これ、第6号は、だから、市民等にとというのは削除してもらったんですよね。

○ 加納康樹委員長

どこのことをおっしゃいましたっけ、今。

○ 樋口博己委員

整理番号14の第6号、市民等に。

○ 加納康樹委員長

そうです、そうです。

○ 樋口博己委員

それでいいんですね。分かりました。

○ 加納康樹委員長

説明を割愛しておりまして、申し訳ありません。前回の議論に基づいてということでの変更をしております。

では、特段ないようですので、次、進めます。

事務局、お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、11ページの整理番号17、条例の見直しです。

こちらは、前回の委員会で特段ご異議なく、条項に加えていくことが確認をされたこと

から、解説を加えさせていただきました。

また、前回の委員会では、新たに提案された項目として追加することについて協議したことから、整理番号の一番最後に配置しておりましたが、条文の順番としては、委任よりも前に規定することが適当であると考えて、第17条として整理をしております。

解説では、本条では、条例の見直しについて明記しています。社会経済情勢や中小企業等振興施策の実施状況等を踏まえ、市長は必要に応じて、5年を超えない期間ごとに、この条例の規定が適当かどうか検証を行い、必要があれば、条例の改正などの適切な措置を講ずるものとしていきますと説明をしております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

整理番号17、18というところで、このような整理をさせていただいたというところがございます。ご意見いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

この条例はいつ施行されるか、まだ分らないと思うんですけど、例えばこれ、令和7年度に施行した場合に、総合計画の後半は令和7年度から始まると、ちょうど総合計画の後半の5年目が終わったところで見直しというんですけども、それは、行政の作業的にはいいのかな。同じタイミングになりますけど、それはいいのかなというのが一つと、あと、総合計画を見直した後で見直すほうがいいのかなと思ったりするんですけども、その辺の事務上の行政の考え方はどうなんですか。総合計画と同じタイミングになってしまうんじゃないかということも想定するんですが。

○ 加納康樹委員長

行政にということですので。

○ 秦商工農水部参事兼商業労政課長

樋口委員おっしゃるとおり、いろんな条例、ほかの条例にも影響があるのかとか、各種、役所にあるいろんな計画にいろいろどういう整合があるのかというのは考える必要はあるんだろうなと思いますけれども、今、ここで策定するプロセス自体に今、それは入ってい

ないので、どこかでされるのであれば、どこかでそれは入ってくるのかなとも思います。ただ、内容自体はそんなに実際大きく影響があるのかないのかは分かりませんが、役所が詰めていくときはやっぱりそういういろんな各所のほかの法令との整合も当然これは出てきますし、上位の国の法律でそういうのもあるのかないのかとか、そんなものも出てくるので、そこはどこかで押さえる必要はあるのかも分からないかなとも思います。

○ 加納康樹委員長

樋口委員、いかがですか、どうぞ。

○ 樋口博己委員

そういうことだと、5年を超えない期間ごとにとすると、5年を超えたらあかんで、例えば5年をめぐるとか、それはいいのかどうかは分かりませんが、ちょっとそれが気になったものですから、皆さんどう思われるかなと思って。

○ 加納康樹委員長

5年を超えない期間というところで、何か皆さんでご意見があれば、いかがでしょうか。もちろん総合計画との整合性云々もあるんでしょうけど、どこぞの市長さんがなったときに無理やり9年にしたとかもなくはなかったですし、総合計画は。

○ 樋口博己委員

行政的に特に問題ないよということであればいいと思いますし、こういう議論をしたということだけ確認できればいいと思います。

○ 加納康樹委員長

そうですね。ありがとうございます。

では、そのポイントに限らずで、整理番号17、18で何かありますでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

なければ、取りあえず一通り確認をさせていただいたということで、改めてこのタイミングで何か言い漏らしといたしまししょうか、確認漏れがあればおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 平野貴之委員

大企業の役割のところ、第7条なんですけど、この大企業の役割のところだけ、ちょっと内容が薄いかなとも感じていて、ちょっと前の会議終わってから見えていたんですけど、例えば、去年の年末に全国市議会議長会から決議が出ていて、下請けいじめの根絶を求める決議というのが出ているんですよ。これ、資料でいうと、more NOTEでいうと、12月25日の代表者会議の資料の7ページにあるんですけど、これ、簡単に読むと、要は、日本の労働者の7割が中小企業で働いていて、賃上げを実現することが重要なんだけど、下請け企業との取引で大企業が優越的地位を濫用して不当な取引を強いる事例が後を絶たず、公正取引委員会が勧告に至った例も相次いでいて、かねてから大企業と中小企業との大きな賃金格差が問題になっているが、それはそのせいだということで、このことが地域経済の疲弊にもつながっているんで、さらなる企業間取引の適正化に取り組むよう強く要望するってあるんですよ。結構過激な文章なんですけど、例えばこの一番最後の文章を引用して、例えばさらなる企業間取引の適正化に取り組むことみたいな文言を入れてはどうかかなと思って。どうでしょう。

○ 加納康樹委員長

今としては平野委員のご提案も分からないところではないですが、委員長の感覚からいくと、あくまでこれ、中小企業の振興条例なので、大企業さんにそこまで、もちろん大事なんですけど、どうかなと思わなくもないんですが、他の委員の皆様、いかがでしょうか。

○ 平野貴之委員

ちょっとこの企業間取引の適正化というのがいきなり具体的な話になってきているので、これもちょっと直接的過ぎるかなと思いつつ、でも、そういう意味で価格転嫁とか、ちゃんとした取引をすることが地域経済の発展にもつながっていくんだよというようなことを何か匂わせられないかなと思っています。

○ 加納康樹委員長

という平野委員からのご提案ですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

条例の第7条の第2項に社会的責任を認識し、というのも一つ意味がね。地域経済の持続的発展、市民生活の向上に寄与するというので意味としては取れると思うんです。ただ、解説の中で、大企業は地域経済に対して大きな影響力を有しており、中小企業等に与える影響も大きいことから、この後をもうちょっと強めに言えないかなと思うんですけれども、中小企業等の振興について一定の役割を求めるとというのが、一定ではないんだろうなと。もうちょっと大きな影響があるんじゃないかなという。大きな責任を有するものであるとか、何かその辺で少し大企業の責務や役割だと思いますが、平野さん、どうですか。

○ 平野貴之委員

やるとしたらこの解説のところでやりたいですよ。

○ 加納康樹委員長

逐条解説、具体的にどういう文章がとか、今、出れば、承りますが。

○ 平野貴之委員

ちょっと待ってくださいね。

ここは、責任とかではなくて、もう役割でいくんですもんね、ここはね。

○ 加納康樹委員長

役割ですね。

○ 平野貴之委員

ここは役割ですね。だから、役割で何かまとまるような修飾語ですね。支えるというとおかしいですか。中小企業等の振興を支える一定の役割。

○ 加納康樹委員長

他市の逐条解説、今、ちょっと手元にあるものだけ、斜めに見ているだけですけれど、大企業の役割のところ、もう少し具体的に書いているところはなくはないようです。

○ 平野貴之委員

あるということですか。

○ 加納康樹委員長

あります。逐条解説なのでね。

事務局、読み上げだけいけますか。

今、大分市と磐田市の大企業の役割の逐条解説。

事務局、どうぞ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

磐田市中小企業及び小規模企業振興基本条例の第6条に大企業者の役割とございます。こちらの逐条解説には、第6条は大企業者の役割について定めています。大企業は、雇用や経済の面で多大な影響力を有しています。このことから、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力のほか、中小企業者等の利用の促進や地域経済の安定に配慮する等、市が実施する中小企業等の振興施策に協力することを求めるものとなっております。

また、大分市中小企業振興基本条例におきましては、第8条に大企業の役割がございまして、その逐条解説には、第8条は大企業の役割について定めています。大企業は、中小企業と比較し、企業数こそ少ないものの、多くの労働者を雇用しており、地域社会や中小企業に対して大きな影響力を有していることから、中小企業との連携及び協力に加え、地域づくりや中小企業振興に一定の役割を求めるものです。中小企業法においても、第7条第3項で中小企業者以外の者であって、その事業に関し、中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならないと規定されています。

以上です。

○ 加納康樹委員長

他市の逐条解説でも、大企業のところでいろんな表現はありますが、平野委員がおっしゃっていただいたほど、個別具体まではなかなか多分見当たらないと思うんですが、ある程度、逐条解説で今ここにお示ししているものよりは長めの文章で規定しているものは、ままあるようです。

○ 平野貴之委員

なので、さっきやと、大企業は中小企業と連携とか、協力することとかが入っていたと思うんですけど、これでどうですか。ニュアンスで強くなるんですかね。

○ 加納康樹委員長

連携、協力というキーワードは、現状の一定の役割よりは重いのかなと思わなくはないですね。

○ 平野貴之委員

なるほど。そうですか。じゃ、入れますか。

○ 加納康樹委員長

平野委員としてはそういうご提案です。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

一定の役割という表現が、やっぱりここがちょっと弱いのかなと思いますので、平野委員が提案されたような表現のほうが、大企業としても中小企業と共に成長していくパートナーであるという意味がより伝わるのかなと思いますね。

○ 加納康樹委員長

では、ちょっと確認の仕方は難くなるのかもしれませんが、今、ここで整文というのがかなり厳しいので、正副委員長が預らせていただいて、近日中でお示しをさせていただきますので、何かあればという、そういう整理で本日のところはよろしいでしょうか。

○ 上 麻理副委員長

理事者のほうに確認したいんですけど、今の内容について、前回の会議のときに石田部長のほうから、市の責務以降のところの役割、もうちょっと具体的にみたいところを言っていて、今回、市の責務はプラスさせていただいているかと思うんですけども、今言った大企業の役割のところ、話を聞いていただいで、そういった書きぶりで問題はないというふうな感覚なのか一応確認をしておきたかったんですけども。

○ 石田商工農水部長

これに限らず、ほかのところもそうなんですけれども、この条例が求めるところが分かりやすいように伝わればその表現でいいと思いますし、分かりにくければ、それは各主体の判断になっていくと思うので、今回の条例をつくられるときに、今おっしゃったようなところは特に理解してほしいというところがあるのならば、それが伝わるような表現を逐条解説に書いていくということはしたほうがいいと思います。

○ 上 麻理副委員長

ということは、具体的に、ピンポイントではないけれども、多少の具体的であっても構わないということですか。

○ 石田商工農水部長

そのイメージが伝わるように、言いましたように個別具体的な事案というのはちょっと不適切だなと思いますけど、どういったことなのかって分かるようなところのイメージができるようなことは、別に入れていただいてもいいんじゃないかなとは思っています。

○ 上 麻理副委員長

ありがとうございます。ちょっと参考にして、正副委員長のほうでまたまとめさせていただきたいと思います。

○ 加納康樹委員長

他に、全体通じて。

○ 樋口博己委員

ちょっと私もさっき思いつきで発言していて、後で振り返りながら、パートナーという言葉を使ったんですけれども、これ、パートナーって横並びで同列という感じでいい言葉だなと自画自賛しておるんですけれども、何かそういうニュアンスがあると、要するに下請けいじめであるとか、価格転嫁できないということではないのかなと思いますので、そういうキーワードも参考に正副委員長で取りまとめいただければなと思います。

平野委員、そういう趣旨でいいんですよ。

○ 平野貴之委員

そういう趣旨ですね。

○ 加納康樹委員長

正副委員長でちょっと検討させていただいて、パートナーという言葉が中小企業と大企業で適なのかどうなのか、ちょっと他市の事例等々も見ながら研究させていただきます。

他にはいかがでしょうか。

どうぞ、部長。

○ 石田商工農水部長

条文の表現とか、内容ではなくて、ここに書いてあることの理解の仕方で、一つ、私、確認したいことがあります。

先ほども議論されていましたが条例の見直し、第17条のところの解説に、適当かどうか検証を行って必要があれば改正する。それから、戦略プランのところにも、振興の効果を検証してプランを検討する。この検証なんですけれども、検証というのは、これ、どちらも市がすることにはなりますが、その仕方とかは市のほうで判断してやるのか、あるいは一定の何かルールに基づいてやったほうがいいのか、そこら辺、何かお考えがあればちょっとお聞かせいただければと思ったんですけど。

○ 加納康樹委員長

委員長の判断としては、検証はこれに基づいて、理事者、行政側のほうで検証、ご判断

いただくべきものかとは思っておりますが、他の委員の皆様はいかがでしょう。

○ 樋口博己委員

委員長おっしゃったとおり、行政のほうで、行政のルール、基準に基づいて検証していただければいいのかな。なかなか事業として進まない、施策として進まないことであれば、第三者委員会という話はよくある話ですけれども、そこまでは僕は求めていないと思っておりますので、行政の中で、社会情勢を踏まえてご判断いただければなと思っております。

○ 石田商工農水部長

分かりました。プランをつくる時も、一定の何かの会議体だか何かしながらプランをつくっていくと思いますので、また同じような考えで検証のほうもしていきたいと思いません。分かりました。ありがとうございました。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

他にはいかがでしょう。全般通じてでも結構です。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、ひとまず全般通じての皆様からのご意見としては以上ということでまとめさせていただきます。

今日お示したところからでいきますと、正副委員長で預からせていただいて、改めての整文をするべきところは、整理番号3のところの学校の定義のところ、幼稚園を除くという処理をするということ。

そして、先ほど話題になっておりました、整理番号8のところの逐条解説の部分を若干もう少し分かりやすいものに文言として微妙に変えるという、この二つを預からせていただいたということでもあります。

それらの変更点に関しましては、もう近日で正副委員長のほうで取りまとめさせていただきます、皆さんのほうにもお示しをするということにさせていただきたいと思っております。

す。

そして、もう、すみませんがまとめて入らせていただきますけれども、次回が、あらかじめ申し上げているとおり、関係の皆様をお招きして意見聴取を行うというところになります。2月7日の午前です。こちらのほうに関しましては、まず、今、皆さんからいただいたものを修正して、それをアップロードして皆様に確認をさせていただきます。そして、特段の最終の変更がなければ、それをご出席いただく皆様にあらかじめお示しをしておいて、こういうことになってまいります。

あと、その他のところに入っておりますけど、もし皆さんのほうから意見交換会の出席者、出席者一覧はペーパーでは配らせていただいておりますよね。このような皆様にご出席をいただくということになっておりますので、主にはこのご出席をいただく皆様からご意見を伺うというのが趣旨ですが、もし皆さんのほうでこれらの団体の皆様に、ここのご出席についてどう思われますかみたいな、そんなようなご質問事項があれば、事前に正副委員長、事務局のほうにお申しつけをください。それに基づいて当日は進行していくという、こういう流れとしたいと思っております。

回りの2月7日に向けてのイメージとしてはよろしいでしょうか。2月7日で意見を賜って、次回にちょっとお示しをしたいと思うんですが、まず皆さんとの意見交換をする。そして、終わった段階で、関係の皆様にはご退席いただいた後で、今後のスケジュール的なものの確認を委員の皆様としていきたいと思っております。ですから、具体的にパブリックコメントはどういうふうにしていくんだですとか、具体的にどこの議会に上程になるのかとか、そういうふうな手続的なところ、議長のほうへの報告ですとか、そういうふうなところの日程を次回には示させていただくということにしたいと思っております。

○ 樋口博己委員

ちょっとすみません、戻りますけど、意見交換会の出席予定者のところで、これ、萬古陶磁器振興協同組合連合会は入っていていいと思うんですが、ほかはよかったんですかね。そういう組合的なものを。団体として存在しないというか。

○ 加納康樹委員長

いろんなところに声をかけさせていただいてですので、事務局として何か答えられるところがありますか。ここに声をかけたよだもんね。

一応事務局、どうぞ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

ヒアリングの対象についてということで、事前にちょっと理事者のほうにもお知恵をい
ただいて、リストの中からお声かけをさせていただいて、ご了解をいただいたところで、
今お示しをさせていただいているということにはなります。

○ 加納康樹委員長

ということですが。

○ 樋口博己委員

よければ、具体的にどういうところに声かけたというのは。

○ 加納康樹委員長

ここ以外に声かけたところって。

○ 樋口博己委員

インターネット中継で言っていいのかどうなのもありますけど。

○ 加納康樹委員長

いや、別に問題ないと思うので。

○ 樋口博己委員

いいですか。断ったということが伝わってもいいんですか。大丈夫ですか。

○ 加納康樹委員長

でも、別に大丈夫だと思いますよ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

お示しさせていただいているところ以外には、四日市機械器具工業組合さんにお声かけ

させていただいたんですけれども、残念ながらその日程で研修が入っておるということで、ちょっと今回は難しいというようなお返事をいただいております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

樋口委員、いかがですか。どうぞ。

○ 樋口博己委員

ほかのそういうところは理事者の中でもいいということですかね。前文でも萬古焼はありますけど、地酒、大矢知そうめんって、平野委員も気にかけて見えましたけど。それは整理としていいということいいんですか。

○ 加納康樹委員長

手挙がったので、秦課長、どうぞ。

○ 秦商工農水部参事兼商業労政課長

一定の、我々も思いつく中といいますか、今、樋口委員がおっしゃる、例えば地場産業なんかの、例えばお酒の組合なんかどうかってあると思うんですよね。これ、どこまでそれもあるかって、一旦我々として整理したものを議会事務局さんに提案しているものであって、例えば、今、もしそうやって思われるのであれば、別に声かけてどこかでヒアリングされるのかとか、そのことも事務局には伝えてあるんですけれども、もしほかに必要があるなって判断されるのであれば、それはやっぱりお声かけいただいて、どこかで聞いてもらうことも。ただ、これを全部、例えば何百って並べていくのは、非現実的であるとしたときに、自分らで一番まずここは主要な、この限られた時間の中でぜひミニマルでも出たいただかならんところというのは、こういうところが、各定義づけいただいたこの、特にこの団体で定義づけられているところというのは意味があるのかなと思いますので。我々に関係がある、例えば学校とかは私たち、ちょっと縁が薄いので、出しようがないところもあるんですよね。自分らが関係するところの中で、この定義づけられているところの機関で、例えばこれ、商工会議所って書いてもらってあるので、これは要るだろうとか、そういうことを一つ一つ出して、うちからは議会事務局のほうへ提出させていただいたと、

こういう経緯でございます。必要があれば、また呼んでいただければいいのかなとか、ちょっと違う方法があるのか、それもちょっとお任せになるかなと思います。

○ 樋口博己委員

一定の考え方、整理の中でこういうリストになったということであれば、説明がつくのであればいいと思います。

また、この先に、すみません、先走ってあれなんですけど、パブリックコメントはやると思うんですけども、逆にパブリックコメントのときに、もう少し広い範囲で、市民全体にやりますけど、ちょっと業界団体にお声かけというか、何かそんなことをしていただくといいのかなと思いますので、また今後の参考にさせていただければなど。

○ 加納康樹委員長

そうですね。次回でまたその辺の具体的なご意見も伺いたいと思います。

他に、全般通じて結構ですが、何かありますでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、ないようでありましたらば、こちらのほうからお示しをする本日の協議内容としては以上となります。

事務局のほうでも何かございますか。よろしいですね。

理事者もよろしいでしょうか、特には。

どうぞ、樋口委員。

○ 樋口博己委員

2月7日は午前10時に全員協議会室に行けばいいんですか。

○ 加納康樹委員長

そうですね。口頭で確認しませんでしたでしたが、全員協議会室となりますので、よろしくお願いをします。

では、以上で本日の委員会としては閉じさせていただきます。お疲れさまでした。

14 : 28 閉議